

獣害対策に取り組む集落を応援!!

日野町集落ぐるみ獣害対策事業補助金

獣害対策は、一人で行うことには限界があり、効果的な対策につなげていくためには、地域住民が協力し合うことが重要です。日野町では、集落ぐるみによる総合的な対策を推進し、実施する集落を支援する制度を平成29年度に創設しました。活用を検討される場合は、日野町有害鳥獣被害対策協議会までお問い合わせください。

補助金について

●事業内容

鳥獣害に強い集落づくりのため、総合的かつ継続的な対策を組織的に実施するものに対して、その事業に要する経費を補助する。

●補助対象者

町内の自治会等

●事業期間

5年間

●補助対象経費及び補助率

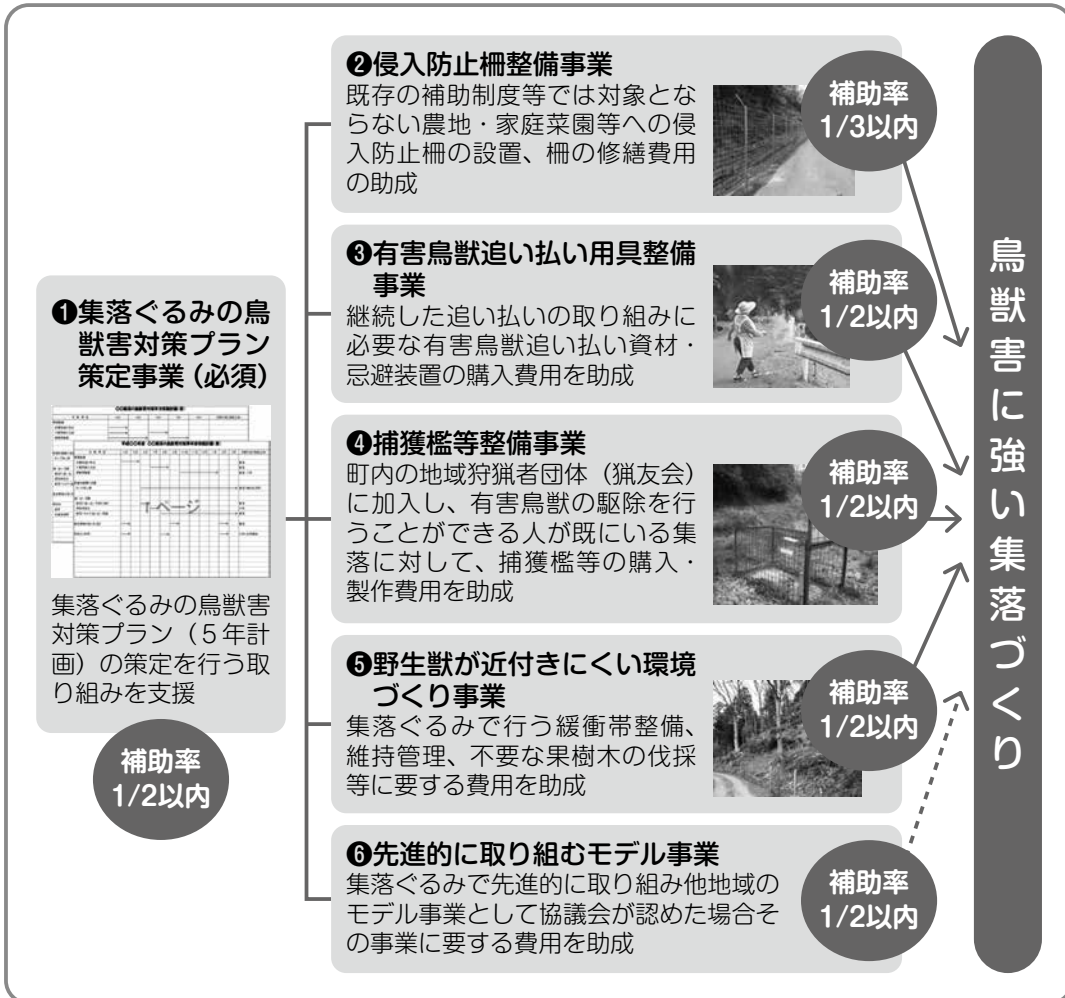
●補助上限額

- ① 150万円(5年間)
- ② 先進的に取り組むモデル事業を実施の場合

200万円

●事業採択の要件

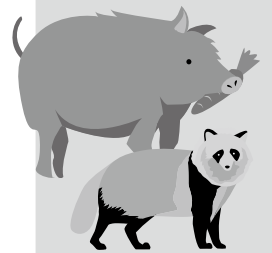
- ① 日野町有害鳥獣被害対策協議会が実施する獣害研修会を集落で実施していること。
- ② 集落が協議会とともに集落環境点検を実施していること。
- ③ ②の点検結果に基づき、集落の課題について整理し、実施するプランに位置づけていること。
- ④ 作成したプランを実施することについて、集落内で合意形成が図れていること。



日野町有害鳥獣被害対策協議会とは…

鳥獣による農林被害を食い止めるため、町、JAグリーン近江、森林組合、県、猟友会、農業委員会、取り組み地域の代表で構成された組織です。野生鳥獣の捕獲や被害防除の対策についての助言や技術紹介、研修など“集落ぐるみ”の獣害対策を支援しています。鳥獣害でお困りの際は下記までお問い合わせください。

◆問い合わせ先 日野町有害鳥獣被害対策協議会(農林課内) ☎0748-52-6512



みんなで支えあう 国民健康保険



令和2年度の国民健康保険税額が決定します

国民健康保険は、毎日の生活の中でいつ起こるかわからない病気やけがのときに、安心して医療が受けられるように、加入者の皆さんで支えあう制度です。

国民健康保険税は6月に決定します。税額は、所得や資産に応じた額と、被保険者1名あたりの額（均等割額）、1世帯あたりの額（平等割額）を合計した金額となっています。

● 令和2年度 国民健康保険税 税額

区 分	医療分	後期高齢者支援金分	介護給付金分
①所得割額【税率】	6.00%	2.50%	1.35%
②資産割額【税率】	10.50%	5.20%	7.10%
③均等割額【被保険者1人】	20,300円	8,500円	9,000円
④平等割額【1世帯】	18,900円	8,100円	5,100円
⑤賦課限度額	630,000円	190,000円	170,000円

①は、令和元年中の所得金額から基礎控除額の33万円を控除した額に税率をかけて算出します。

②は、令和2年度固定資産税額（土地・家屋分のみ）に税率をかけて算出します。

● 低所得世帯に対する軽減

世帯の所得[※1]が次の要件に該当する場合、均等割額と平等割額が軽減されます。

7割軽減・・・総所得330,000円以下の世帯

5割軽減・・・総所得285,000円×被保険者数[※2]+330,000円以下の世帯

2割軽減・・・総所得520,000円×被保険者数[※2]+330,000円以下の世帯

※1：世帯の所得とは、世帯主と被保険者等の所得を合算した額です。

※2：被保険者数には、国民健康保険から後期高齢者医療へ移行された方も含みます。

◆ 国民健康保険税は必ず期限内に納めましょう！

国民健康保険税を特別な理由もなく1年以上滞納されると、保険証が交付できなくなります。そのことにより、病院等で診察を受けたときに一旦全額を負担するほか、本来受けられる給付が受けられなくなります。

その他、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等、災害など特別な事情により国税の支払いが困難な場合は、申請により減額や免除が認められることがあります。お早めにご相談ください。